

## 「新宿区第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（素案）の作成及び パブリック・コメントの実施について

「新宿区第Ⅳ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（以下「第Ⅳ期推進計画」という。）は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）第9条2項の規定に基づき、令和元年12月に策定し、令和6年度をもって計画期間が終了する。

このため、別添のとおり、「新宿区第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」（素案）を策定し、下記のとおりパブリック・コメントを実施して、広く区民からの意見を求める。

### 記

#### 1 「新宿区第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」の概要

##### (1) 計画策定の目的と位置付け

特別措置法第9条2項では、地方自治体がホームレス対策の実施の必要を認めた場合は、実効性の高いホームレスの自立支援等の取組を推進していくための計画を策定するとされている。

##### (2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

ア) 特別措置法・・・・・・・・平成14年8月～令和9年8月（平成29年6月に延長決定）

イ) 区の第Ⅴ期推進計画・令和7年4月～令和12年3月 ※

※ ただし、計画期間中に特別措置法が失効した場合、法の失効日までが計画期間となる。

##### (3) 計画の基本的考え方：資料①

国の基本方針及び都の実施計画の改定内容を踏まえ、第Ⅳ期推進計画を継承しつつ、現場の課題を踏まえ、以下の3点の施策の見直しを盛り込んだ計画とする。

###### ① 実態把握と広報・周知機能の強化

主体的な取組としての実態把握、「見えにくいホームレス」に対する広報・周知活動

###### ② 関係機関ネットワークによる新宿 OneTeam 支援

関係機関の横断的な支援の実現、NPO等民間団体や地域住民との連携の強化

###### ③ 人権啓発の強化

ホームレスも区民も同じ地域に存在する人間としての人権を持つ、という意識の醸成

#### [国の基本方針の主な改定内容]

- ・生活困窮者自立支援法等によるホームレス自立支援施策の推進（一時生活支援事業等の活用）

#### [都の実施計画の主な改定内容]

- ・生活に関する相談、指導（施設管理者との情報共有や合同巡回等、連携強化。早朝巡回の記載）
- ・安定した居住の確保（居住支援協議会の活用）

## 2 「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」:資料②、③

計画の策定にあたっては、資料②に基づき、上記委員会にて検討を行う。  
策定委員については資料③のとおり。

## 3 パブリック・コメントの実施:資料④、⑤

### (1) 実施期間

令和6年9月15日(日)～令和6年10月15日(火)

### (2) 周知方法

9月15日(日)から区ホームページに素案全文及び要約版を掲載し、周知する。  
また、広報新宿9月15日号に、実施について掲載する。

### (3) 閲覧及び要約版の配布

以下の場所で閲覧に供するとともに、要約版を配布する。

生活福祉課・区政情報課・区政情報センター・特別出張所・区立図書館

### (4) 意見提出方法

生活福祉課にて郵送、ファックス、窓口持参および区ホームページで受け付ける。

## 4 今後のスケジュール

令和6年	9月11日(水)	福祉健康委員会へ報告
	9月15日(日)	パブリック・コメントの実施
	～10月15日(火)	
	11月11日(月)	ホームレス自立支援等推進会議(第2回)
令和7年	1月上旬頃	策定委員会(第2回)にパブリック・コメントに対する区の考え方を報告、 計画案の最終確認
	2月5日(水)	調整会議
	3月4日(火)	政策経営会議
	3月14日(金)	福祉健康委員会へ報告
	3月中旬以降	広報新宿・ホームページにて計画公表

# 新宿区 第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画（素案）

## 1 計画のあらまし（P1~P3）

### 新宿区の大都市としての特性

- 乗降者数世界一の新宿駅をはじめとした オフィス街・繁華街を抱える大都市としての特性
- 全国から人が集まり日々変化を続ける、にぎわいのまち

一方で…

- 景気動向その他さまざまな理由で流入するホームレスへの支援の在り方は大きな都市問題のひとつになってきました。

これらの点から、ホームレス対策は新宿区の重要課題でありつづけてきました。そこで、わたしたちは、計画策定を通して、積極的なホームレス支援を推進してきました。

平成18年2月「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」<sup>※</sup>を策定

※以下、「推進計画」と記載

その後、第Ⅱ期、第Ⅲ期、第Ⅳ期にわたり、推進計画による支援を実施してきました。

結果…ピーク時路上生活者数 1,102人（平成16年8月） → 75人（令和6年1月）  
 この間、1,027人、93.2%減少

（参考 同時期の東京23区路上生活者数 5,497人 → 372人）

都区共同事業による自立支援システムの効果もあり、着実に減少しました。

一方で…

- 課題
- ① 近年の路上生活者数は、減少傾向がゆるやかになっています。  
支援を受けても、再度路上生活を始めてしまうかたもいます。
  - ② 路上生活の長期化・高齢化が進んでいます。  
相談の内容も、複雑になっています
  - ③ 終夜営業店舗を転々とする「見えにくいホームレス」も存在します。

現行の第Ⅳ期推進計画を継承し、質的な変化を踏まえた  
 施策展開を図るため、  
**「新宿区第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」**  
 を策定します

## 2 計画の位置づけと計画期間（P3~P4）

### （1）計画の位置づけ（P3）

第9条2項「前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む、以下同じ。）は…基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。」

#### （ア）法律上の位置づけ

根拠となる法律：「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

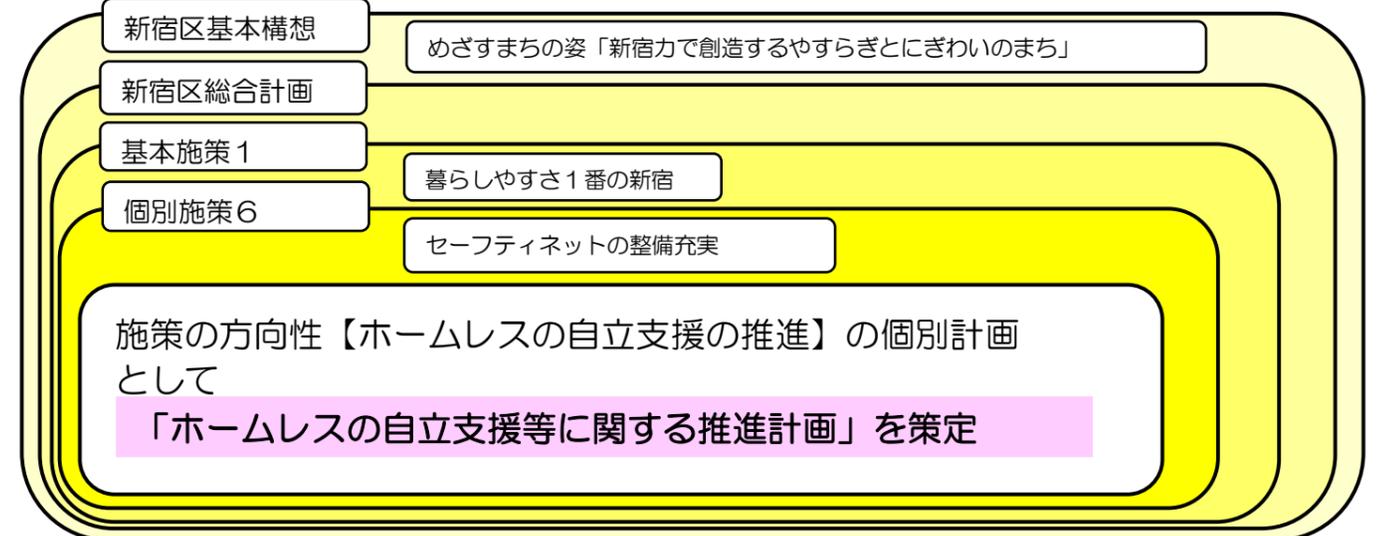


国方針：「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」  
 都計画：「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画」

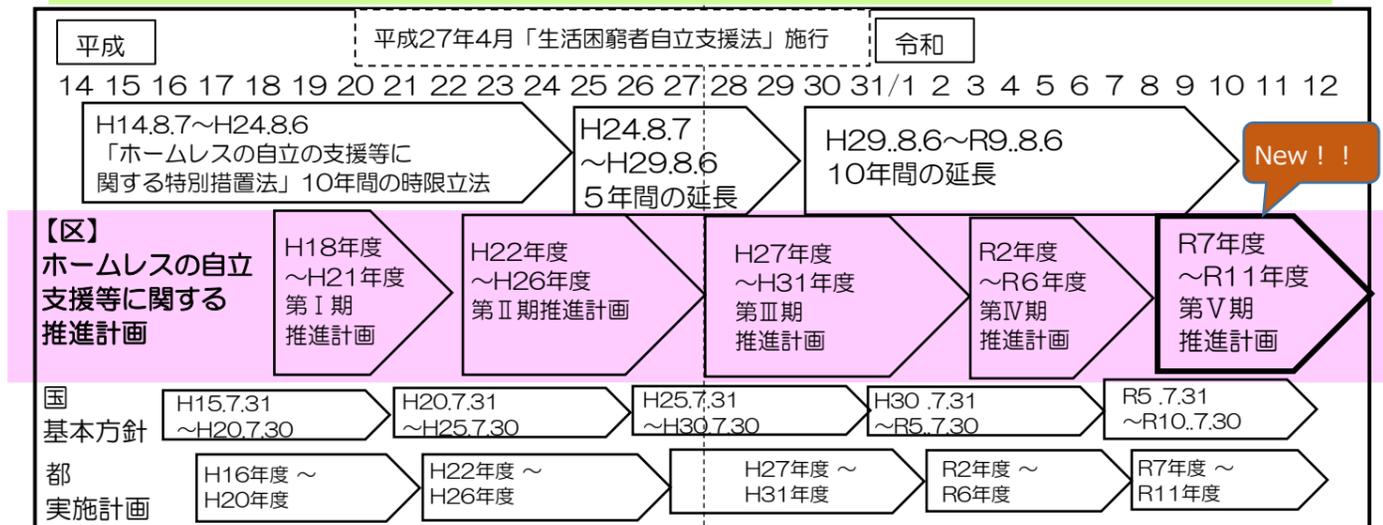
国「基本方針」、都「実施計画」に即しホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため、

「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定

#### （イ）区の上位計画と関連した位置づけ

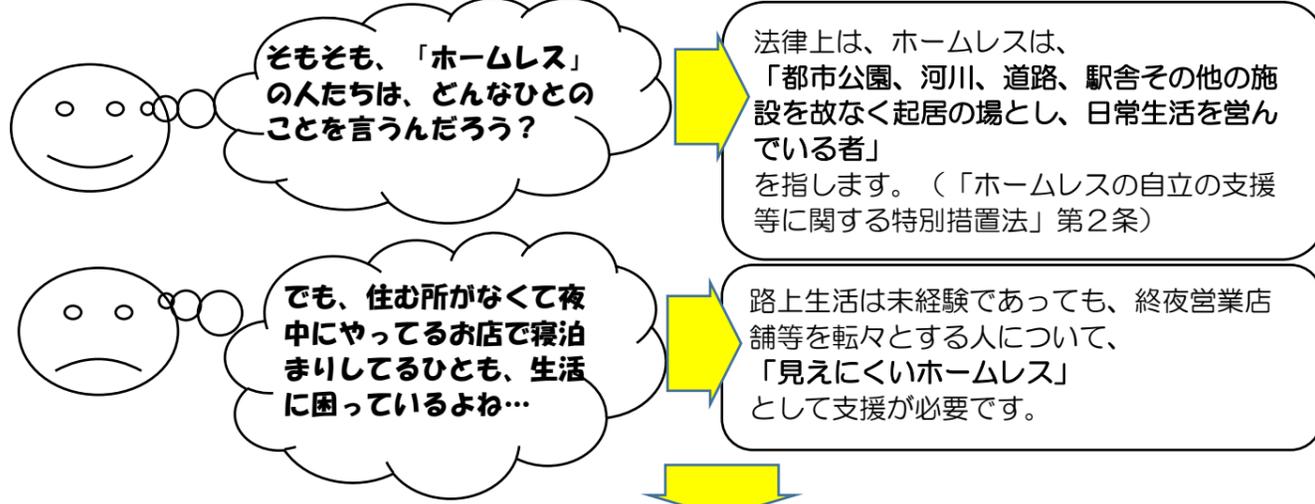


### （2）計画期間（特別措置法、国方針、都計画の期間の対応）（P3~P4）



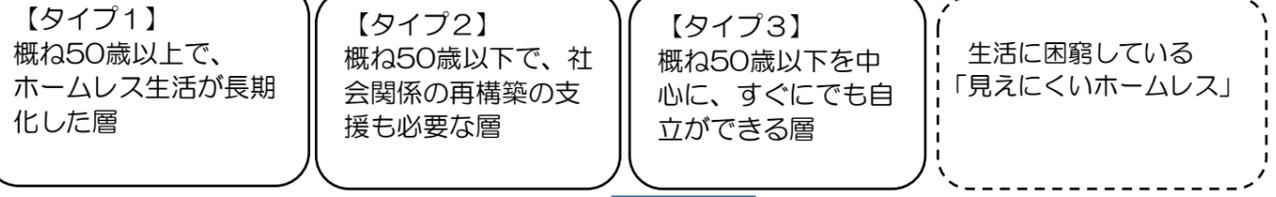
### 3 計画の構成と見直し (P4~P9)

#### (1) ホームレスの定義とタイプ (P4~P6)



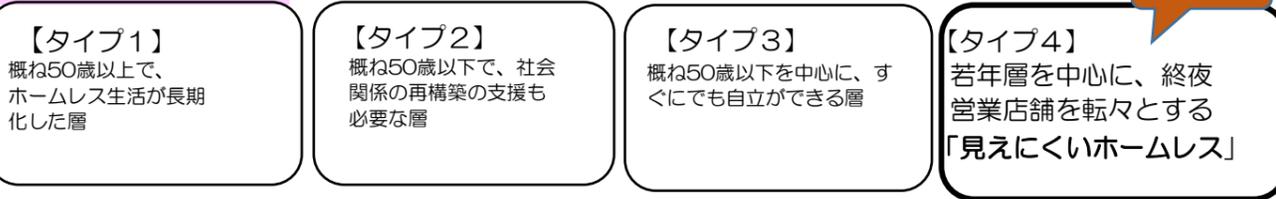
第Ⅳ期推進計画では、ホームレスを3つのタイプに区別し、態様や支援の段階に応じた、総合的な施策を展開することにしました。また、「見えにくいホームレス」も支援の対象にしました。

#### 【3つのタイプ】



第Ⅴ期推進計画では、「見えにくいホームレス」の実態を把握しアプローチの強化を図るため、【タイプ4】として位置付けます。

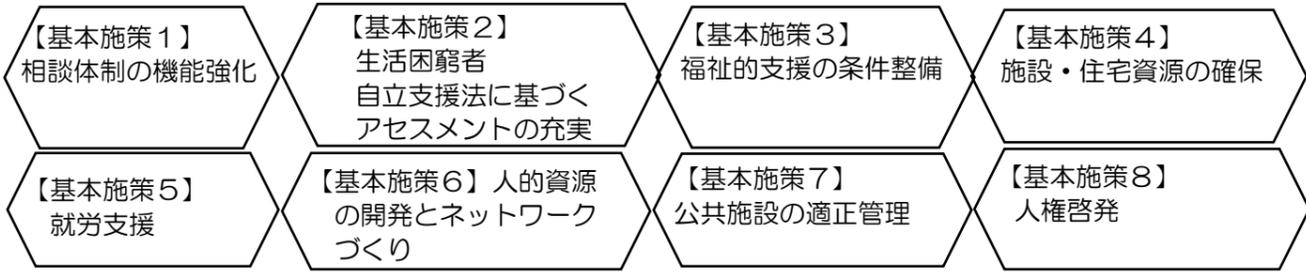
#### 【4つのタイプ】



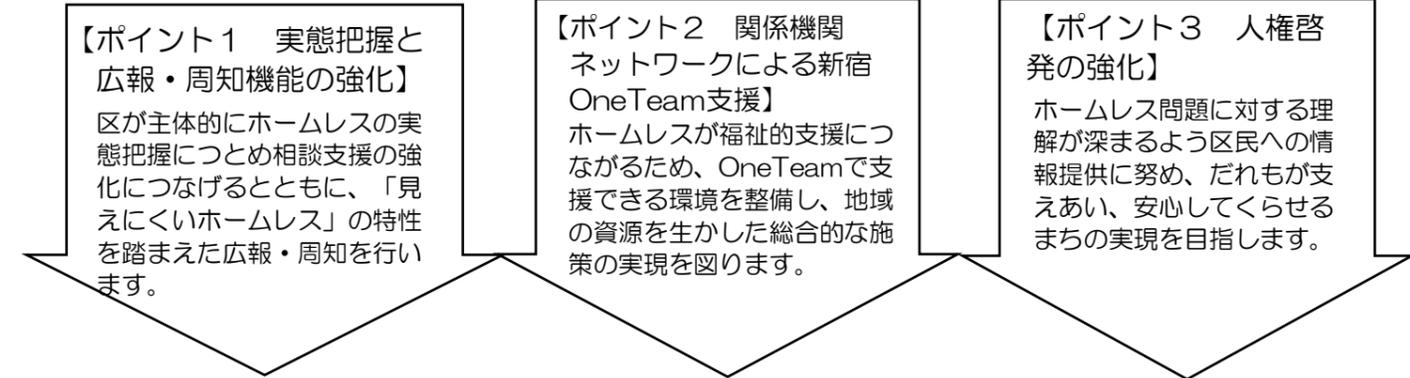
#### (2) 八つの基本施策 (P6~P8) (3) 見直しのポイント (P8~P9)

##### (ア) 第Ⅳ期推進計画までの基本施策の整理 (P43~P65)

第Ⅳ期推進計画では、以下の八つの基本施策を軸として事業を展開しました。

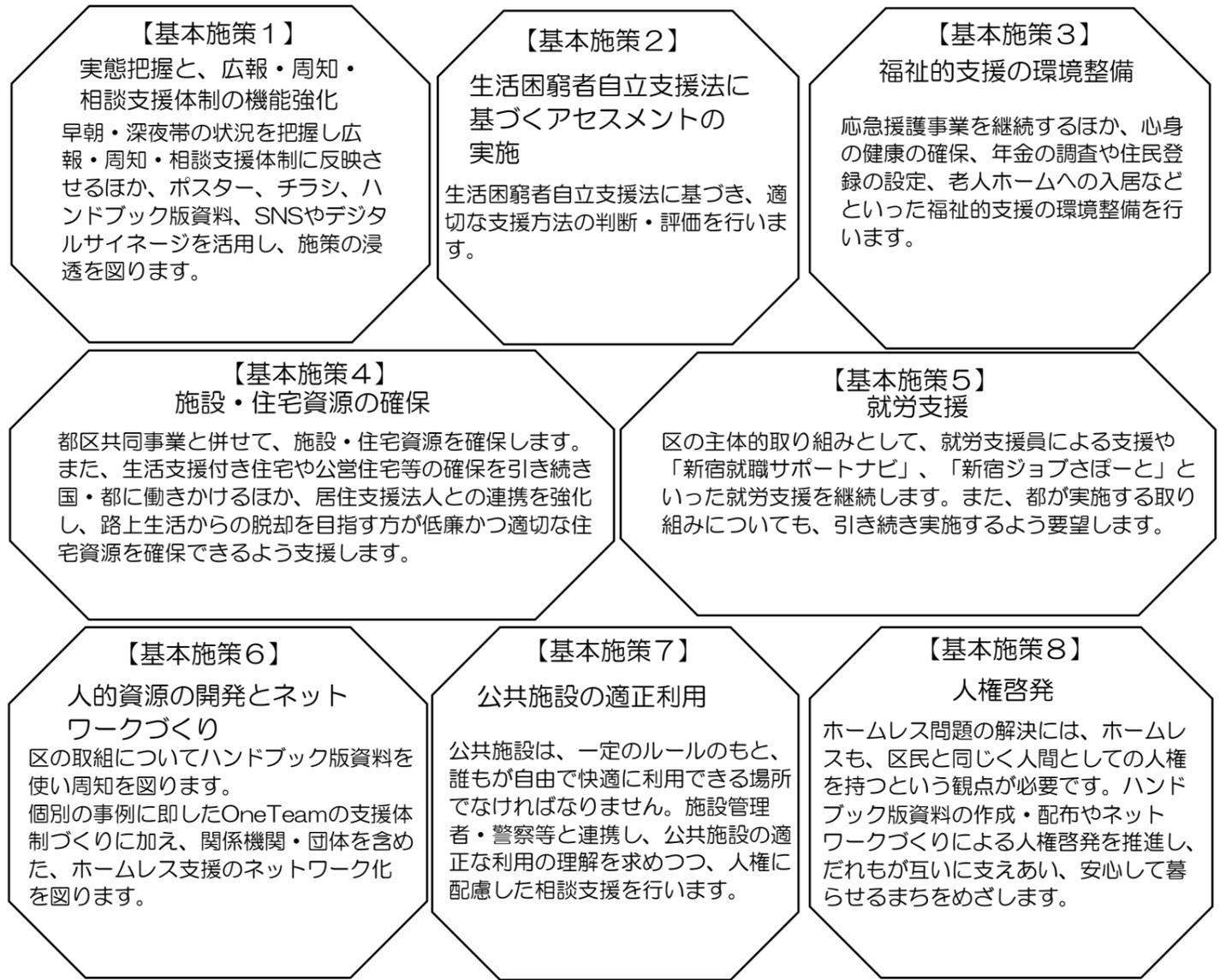


##### (イ) 三つの見直しの反映 (P8~P9)



##### (ウ) 第Ⅴ期推進計画における八つの基本施策 (P6~P8, P74~P89)

第Ⅴ期推進計画では、第Ⅳ期推進計画の取組を基本的に継承しつつ、「(イ) 三つの見直し」を反映した施策の展開を図ります。



【担当】新宿区福祉部 生活福祉課 生活支援係  
〒160-0022 新宿区新宿五丁目18番21号 電話 03(3209)1111 Fax 03(3209)0278

## 「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」設置要綱

平成 16 年 12 月 14 日

16 新福生庶第 556 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日 21 新福生自第 37 号

改正 平成 25 年 5 月 22 日 25 新福生相第 343 号

改正 平成 26 年 3 月 10 日 25 新福生相第 2054 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日 26 新福生相第 676 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日 31 新福生生第 5075 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日 6 新福生生第 62 号

## (目的及び設置)

第 1 条 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、新宿区におけるホームレスに関する問題の実状に応じた施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を改定するにあたり、学識経験者、区民、ホームレスの自立の支援等を行う民間団体等の意見を反映させるため、「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、推進計画について必要な検討を行い、その結果を区長に報告する。

## (組織)

第 3 条 策定委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 社会福祉を目的とする団体の構成員 2 人以内
- (3) ホームレスの自立の支援を行う団体の構成員 3 人以内
- (4) 民生委員・児童委員 1 人
- (5) 区民及び区の地域づくりに向けた活動を行う団体の構成員 2 人以内

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する報告をしたときまでとする。

2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会に、具体的事項の検討のために部会を設置することができる。

- 2 部会で検討した事項については、委員会に報告するものとする。
- 3 部会の組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部生活福祉課生活支援係において処理する。

(会議の公開)

第9条 策定委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」委員名簿

(敬称略)

	所 属		氏 名
1	学識経験者	新潟医療福祉大学教授・ 東京都立大学名誉教授	岡部 卓
2	社会福祉を目的とする団体の構成員	社会福祉法人 特別区社会福祉事業団 自立支援センター千代田寮 施設長	槇島 秀幸
3	社会福祉を目的とする団体の構成員	公益社団法人 東京社会福祉士会 理事	中村 一孝
4	ホームレスの自立の支援を行う団体の構成員	特定非営利活動法人 新宿ホームレス支援機構 理事	小林 英夫
5	ホームレスの自立の支援を行う団体の構成員	特定非営利活動法人 自立支援センター ふるさとの会 代表理事	瀧脇 憲
6	ホームレスの自立の支援を行う団体の構成員	特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター もやい 理事長	大西 連
7	民生委員・児童委員	新宿区民生委員・児童委員協議会代表 (柏木地区)	保坂 義彦
8	区民及び区の地域づくりに向けた活動を行う団体の構成員	新宿駅前商店街振興組合	野崎 清次

「第Ⅴ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会」出席職員名簿

	所 属	氏 名
1	福祉部長	松田 浩一
2	福祉部 地域福祉課長	稲川 訓子
3	福祉部 生活福祉課長	藤掛 博行
4	福祉部 保護担当課長	小原 良太
5	福祉部 生活福祉課 相談支援係長	木村 美由紀
6	福祉部 生活福祉課 施設援護係長	後藤 喜弘
7	みどり土木部 みどり公園課長	小菅 健嗣
8	みどり土木部 みどり公園課 公園管理係長	小林 和章
9	みどり土木部 交通対策課長	小谷 武彦
10	みどり土木部 交通対策課 監察指導係長	柴田 辰美

※ 事務局

	所 属	氏 名
1	福祉部 生活福祉課 生活支援係長	浅子 亨
2	福祉部 生活福祉課 生活支援係主任	森谷 勇祐
3	福祉部 生活福祉課 生活支援係主任	高橋 優也

# 「新宿区第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」

## (素案)

### に関するパブリック・コメント

### ～皆様のご意見をお聴かせください～

新宿区はホームレスの自立を支援し、だれもが互いに支え合い、安心して暮らせるまちの実現を目指して、このたび「新宿区第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画（令和7年度～令和11年度）」（素案）を作成いたしました。

この素案について幅広くご意見をいただき、今後の計画策定に生かしたいと考えています。については、下記のとおり素案に対するご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方については、生活福祉課、区政情報課、区政情報センターにて閲覧できるほか、区ホームページにて公表し、「広報新宿」（令和7年3月15日号予定）でも概要をお知らせします。

#### 記

#### 【実施期間】

令和6年9月15日（日）から10月15日（火）まで

#### 【意見を提出できる方】

- ① 新宿区内に在住・在勤・在学の方
- ② 区内事業者及び団体
- ③ 施策等の案に利害関係のある方

#### 【資料の閲覧】

◆ 計画素案（全文）・要約版は、以下の場所で閲覧できます。  
生活福祉課・区政情報課・区政情報センター・特別出張所・区立図書館

◆ 新宿区ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/〇〇〇〇〇〇〇〇〇>

#### 【意見の提出方法】

意見用紙（上記の資料配布・閲覧場所にて配布）に必要事項を記入の上、郵送・ファックス、窓口持参によりご提出ください。（新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。）

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、名前など個人が特定できる情報は公開いたしません。

#### 【提出先】 新宿区福祉部生活福祉課生活支援係

〒160-0022 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎1階

電話 03（5273）4570 FAX 03（3209）0278

